

## 養護老人ホームに係る人員配置基準等の見直しを求める意見書

養護老人ホームは、原則として家庭環境や経済的に困窮している高齢者を対象とし、社会復帰や自立のため必要な指導・訓練等を行う老人福祉法に基づく施設であり、市町村からの措置費によって運営されているところである。

超高齢社会を迎え、養護老人ホームにおいても要介護度の高い利用者が増えており、特養化しているといわれている。

本県においては、高齢化が他県より進行しており、本年10月から11月にかけて実施された県の調査によると、入所者の約半数が要介護者という現状である。

養護老人ホームにおける支援員の配置基準は15：1であり、このうち、介護保険法に基づく特定施設における介護職員の配置基準は10：1となっており、特別養護老人ホームの配置基準3：1に比べて、あまりに苛酷な労働環境にあると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、養護老人ホーム（特定施設を含む）の人員配置基準の見直しを実施するとともに、これに伴う措置費及び介護報酬についても見直しを行い、養護老人ホーム職員の待遇改善に向けて取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣  
厚生労働大臣